

# 神戸大学 学報

第59号

昭和32年7月10日印刷  
昭和32年7月10日発行

編集発行人 神戸大学庶務課長  
発行所 神戸大学庶務課調査掛  
神戸市灘区六甲台町 電話◎0001~7  
印刷所 田中印刷出版株式会社  
神戸市灘区岩屋中町3丁目34 電話◎7116

目次	次
法律学	西洋史学会
令	物理学会宇宙分科会
令	近畿地区国立大学施設担当官会議
事	教育学部図書竣工
教育学部明石分校廃止	研究所附属機械工実験室竣工
昭和32年度文部省在外研究員決定	六甲山体育所・海の家等の開設
昭和32年度単位修得試験	計
海外出張	給与法はこう改正された
名誉教授称号授与	主要日誌
第八回開学記念祭	正

## ● 法 令

### ○法 律

- 法律第89号 国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律 (5月1日官報参照)
- 第107号 国有財産法の一部を改正する法律 (5月17日官報参照)
- 第117号 国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律 (5月20日官報参照)
- 第144号 教育職員免許法施行法の一部を改正する法律 (5月31日官報参照)
- 第154号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律 (官報号外第37号参照)

### ○政 令

- 政令第121号 国有財産法施行令の一部を改正する政令 (官報号外第36号参照)
- 第125号 国家公務員退職手当暫定措置法施行令の一部を改正する政令 (官報号外第37号参照)
- 第150号 恩給給与規則の一部を改正する政令 (6月20日官報参照)

### ○府 令

- 総理府令第36号 恩給給与規則の一部を改正する総理府令 (6月20日官報参照)
- 第37号 恩給給与規則の一部を改正する政令附則第三項の規定の適用を受ける者を定める総理府令 (6月20日官報参照)

### ○省 令

- 文部省令第10号 学校給食法施行規則の一部を改正す

- 大蔵省令第42号 省令 (5月8日官報参照) 旧公職に関する就職禁止、退官退職等に関する勅令又は旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令に準ずる措置を定める省令

- 大蔵省令第46号 国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令 (6月1日官報参照) (官報号外第37号参照)

### ○規 則

- 人事院規則1-4 現行の法律、命令及び規則の廃止の一部を改正する規則 (4月27日官報参照)
- 10-4 職員の保健及び安全保持の制定 (4月27日官報参照)
- 会計検査院規則 第3号 計算書類規則の一部を改正する規則 (5月4日官報参照)
- 人事院規則1-4 現行の法律、命令及び規則の廃止の一部を改正する規則 (官報号外第37号参照以下同じ)
- 2-3 人事院事務総局の組織の一部を改正する規則
- 2-6 人事統計報告の一部を改正する規則
- 8-13 職務の級5級以下の官職への任用候補者名簿による職員の任用に関する特例等の一部を改正する規則
- 8-15 採用候補者名簿についての経過措置等に関する規則
- 9-2 特別俸給表の適用範囲の全部を改正する規則
- 9-5 給与簿の一部を改正する規則
- 9-6 俸給の調査額の一部を改正する規則
- 9-7 俸給等の支給の一部を改正する規則
- 9-8 初任給、昇給、昇給率の標準の全部を改正する規則

- " 9-9 未掃起職員の給与の一部を改正する規則
- " 9-13 休職者の給与の一部を改正する規則
- " 9-14 俸給月額の一割の一部を改正する規則
- " 9-17 俸給の特別調整額の一部を改正する規則
- " 9-22 暫定手当の制定
- " 12-0 職員の懲戒の一部を改正する規則
- " 14-9 人事院規則14-4及び人事院規則14-8の暫定措置の制定
- " 15-3 職員団体の業務にもつづら従事するための職員の休暇の一部を改正する規則
- " 16-0 職員の災害補償の一部を改正する規則

○訓令

文部省訓令第2号 昭和32年における定期評定の実施の時期の特例を定める件 (5月16日官報参照)

○告示

文部省告示第79号 昭和32年度における司書教諭講習実施要領を定める件 (6月4日官報参照)

○官報の正誤

職員の保護及び安全保持(人事院規則10-4)中訂正 (5月2日官報参照) 国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律(法律第74号)中訂正(5月14日官報参照) 国家公務員等退職手当暫定措置法施行令の一部を改正する法律(法律第125号)中訂正(6月5日官報参照) 特別俸給表の適用範囲の全部を改正する規則(人事院規則9-2)中訂正 (6月7日官報参照) 初任給、昇格、昇給等の基準の全部を改正する規則(人事院規則9-8)中訂正 (6月11日官報参照) 暫定手当(人事院規則9-22)中訂正 (6月11日官報参照) 同上 (6月11日官報参照) 同上 (6月11日官報参照) 昇給、昇給等の基準の全部を改正する規則(人事院規則9-8)中訂正 (6月11日官報参照)

●辞令

発令月日	氏名(現官職)	異動事項
32. 6.1	堀見公明	明石分校正事務取扱を免する
"	浦太郎	教授(理)に昇任
"	浦内富之助	会計課長事務代理(会計)を免する
"	清水辰次郎	評議員に併任(34.5.31迄)

32. 6.1	岡本重雄	評議員に併任(34.5.31迄)
"	尾上正男	" ( " )
"	山本戸克巳	" ( " )
"	宮田喜代蔵	" ( " )
"	藤井茂	" ( " )
"	福田敬太郎	" ( " )
"	久保田喜二郎	" ( " )
"	久保田敬一	" ( " )
"	高滝良之助	" ( " )
32. 6.4	富田敬太郎	経営学部長事務代理を命ずる
32. 6.16	西村勝比呂	教授(文)に昇任
"	清水正徳	助教授(文)に昇任

△大学発令

発令月日	氏名(現官職)	異動事項
32. 6.1	荒川希美子	新職(庶務) (32.8.31迄)
"	吉川弘文	教諭(教育・閉者中)に採用
"	中村茂隆	助手(教育)に採用
"	高野謙三	事務員(総合)に採用
32. 6.16	高木多喜男	助教授(法)に昇任
"	富本吉一	作業員(総合)に採用
32. 6.30	保科憲吉	退職
"	由呂幸子	"
"	玉田松之助	"

32. 7.1	西岡昭一	文部事務官に任官 学生部長(教育)に昇任
"	西賢	助教授(法)に採用
"	増田春次	作業員(会計)に採用
"	浅利敏一	" ( " ) "

●学事

○教育学部明石分校廃止

本学教育学部明石分校では、授業を昭和28年4月から住吉学舎に移して実施し、他方教官研究室その他は住吉学舎では完全に収容できないため、そのまま存置使用してきたが、この5月住吉学舎で増築中であつた教官研究室も完成したので、附属中学校、小学校、幼稚園、寄宿舎、事務室を除き、全部移転し、教育学部明石分校は、昭和32年5月31日付で廃止された。なお明石分校附属校事務部の名称は、教育学部明石事務部と変更される。

○昭和32年度文部省在外研究員決定

法学部國成龍臣教授は、32年度在外研究員(A項)に決定した。同教授は、商法研究のため、ドイツ国ハイデルベルク大学において来年1月から1ヶ年研究の予定。

○昭和32年度単位修得試験

教育学部において、教育職員免許法及び同法施行法に基づき、上級免許状を受けようとする者に対して試験を行い、必要な単位を修得させるために、8月19日(月)から24日(土)まで、32年度単位修得試験を実施する。なお、実施要領その他詳細については、教育学部にお問合せ下さい。

●雑報

○海外出張

経営学部長平井泰太郎教授は、オーストリアおよびフランスにおいて開催される国際経営学大会および第11回国際経営学学会に出席し、その前後、欧州各会において経営学研究上の質問に答える遠征視察のため、日本学術会議会員として出張を命ぜられ、去る6月4日羽田空港から出発した。帰国予定日は7月22日の予定。

○名誉教授称号授与

元経営学部長八木助市、田中金岡両氏は、去る3月末日にて停年退職された。大学は、4月1日付で両氏の老年にわたる学術上、教育上の功績に対し、名誉教授の称号をおくり、その功績をたたえた。

○第八回開学記念祭

第八回開学記念祭は、御影学舎における5月14日夜の前夜祭で始まつた。本年の記念祭は、15、16日の二日間に期間を限り、開学以来初めての全学統一の行事として催され、記念式典、園遊会、音楽、演劇、講談会各種展示会等が披露された。

○西洋史学会

日本西洋史学会第8回大会が、5月18、19の両日、六甲台学舎において行われた。全国各大学から学界関係者約300名が参り、論議を重ね研究発表を行なつた。

○物理学会宇宙線分科会

日本物理学会宇宙線分科会が、5月23日から3日間六甲台学舎において催され、全国大学から約120名の宇宙線研究者が参加、その研究成果を発表した。

○近畿地区国立大学施設担当官会議

去る6月3、4の2日間にわたつて本学において近畿地区国立大学施設担当官会議が開催された。本省から小林管理局長らが列席、教育施設部大阪工務事務所長外各大学担当官等約60名が出席した。第1日は研究発表、質疑応答に始まり、本学各部局見学、第2日は神戸市内、六甲山を見学、意見を交換しつづつ閉会となつた。

○教育学部図書館竣工

昨年10月18日着工以来、その工事を進めてきた教育学部図書館が竣工し、6月17日披露された。同建物は鉄筋コンクリート造3階建て366坪あり、書庫1、部屋数26を数え、閲覧室は76坪、120名を収容することができる。なお、26の小部屋のうち21は教官研究室にまた、残事は将来増築し5階建になる積案である。

○研究所附属経営機械化実験室竣工

経営学研究所以その設備を要望していた経営機械化実験室が完成し、5月22日披露式がとり行われた。同建物は、軽鉄骨鉄骨造37坪で、昨年12月着工、本年4月30日竣工したものである。

○六甲山体育所・海の家等の開設

名称	使用の場	所	使用期間	備考
六甲山体育所	学生	兵部町(有野町)6512 六甲山(有野町)	7月15日 ～ 5月30日	収容人員 10名 分室3可
海の家	学生	垂水(有野町)1521 垂水(有野町)	7月11日 ～ 8月30日	収容人員 210名 分室4可 午後7時 ～ 午後8時
海の家	職員	吉州(有野町)1521 垂水(有野町)	7月11日 ～ 8月30日	収容人員 10名 分室3可 午後7時 ～ 午後8時

■計

教育学部(御影分校)は、本学に於いて、あつてから、数年前でありながら、その研究、去る

6月15日逝去された。享年38才  
ここに記して哀悼の意を表します。

### ◎ 主要日誌

- 5月6日 横浜国立大学学長 江国正義氏来学
- 9日 学部長会議
- 10日 山口大学経済学部長 福島文人氏来学
- 15日 第8回開学記念祭  
田崎慎治先生胸像除幕式
- 18~19日 西洋史学会  
三笠宮殿下、同学会御出席のため来学
- 21日 定例事務長連絡会議
- 22日 経済経営研究所機械室竣工披露式
- 23~24日 物理学会宇宙線分科会
- 27日 一橋大学教授 山田雄三、山中篤太郎両氏来学
- 31日 臨時事務長連絡会議
- 6月3日 近畿地区国立大学施設担当官会議  
学徒援護会 近藤理事来学  
文部省管理局長 小林行雄氏外1名来学  
群馬大学 石倉助教来学

- 元会計課長 竜守崇氏 信州大学へ赴任
- 6日 評議会  
学部長会議
- 7日 臨時事務長連絡会議
- 11日 定例事務長連絡会議
- 12日 タイ国東京領事館員 チヤムノン氏及びタイ  
国神戸領事館 下村副領事来学
- 17日 教育学部図書館竣工披露式
- 20日 臨時事務長連絡会議
- 24日 文部省予算班 石塚事務官来学
- 25日 定例事務長連絡会議  
神戸商科大学 日比野学長来学
- 26日 旧制正教授会
- 27日 日本経済法制学会会長 板橋菊松氏来学
- 28日 東京大学法学部長 鈴木竹雄氏来学

#### ○正 誤

前号、学事 昭和32年度入学式の項 6行目「専攻  
科生」を「専攻科学生」に、雑報 ソヴェト文化使節  
イリヤ・エレンブルグ夫妻来学の項 3、4行目「宮原  
教授」を「宮原助教授」に訂正

## — 給与法はこう改正された —

「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の一部を改正する法律」が6月1日に法律第154号をもつて公布、施行され、これに伴う関係人事院規則が同日付で制定された。この規則によつて一般職の公務員の給与は全面的に改められ、本年3月31日現在の俸給（以下「旧俸給月額」という。）が、53,900円以上の者及び4月1日以降の採用者等を除き、4月1日にさかのぼつて一律に1号上位にした額が6月24日の6月下旬の俸給支給日に追給された。しかし俸給表の格付などによる給与改正は、準備の都合で7月31日までに精算払いされることとなるのであるが、以下改正された主要点をお知らせする。

なお、改正給与法、関係人事院規則は本年6月1日付官報号外第37号に掲載されている。また詳細については各部局の庶務掛もしくは本部庶務課人事掛におたずね下さい。

### 改正の要点

#### 1. 俸給表について

従来の俸給表を廃止し、新たに職務の特殊性に応じた7種類14の俸給表が設けられ、また15の職務の等級を、原則として8の職務の等級に改めている。

行政職俸給表(一)、(二)  
 教育職 // (一)、(二)、(三)  
 医療職 // (一)、(二)、(三)  
 研究職 //  
 海事職 // (一)、(二)  
 税務職 //  
 公安職 // (一)、(二)

#### 2. 昇給制度について

俸給表の各等級ごとに一定の間差額を定め、等差級数的な昇給制度がとられ、昇給期間は原則として12月に改められる。

#### 3. 新俸給への切替えについて

切替えは、昭和32年3月31日現在の俸給に旧号俸で1号昇給を行い、その後、過去の経過期間に従い逐次新俸給表に切替えられる。その際一律に3月の期間を加算する調整が行われる。

- (1) 新たな職務の等級および号俸への切替えの時期は、昭和32年4月1日となる。ただし旧俸給月額によつては、職務の等級は4月1日にさかのぼつて決定されても号俸についてはこの時期が7月1日もしくは10月1日に延ばされ、それまでは昭和32年3月31日現在の俸給月額に旧俸給表の1号上位の額が支給されるのである。
- (2) 切替えは、すべて適用すべき新俸給表および等級が決定された者について行われ、その号俸または俸給月額は、改正法の附則別表のそれぞれの切替表（以下「切替表」という。）を用いて決定される。
- (3) 新たな職務の等級の決定は、昭和32年7月31日まで猶予期間が認められている。この場合新たな

職務の等級が決定されるまでは、昭和32年3月31日現在の俸給月額に旧俸給表の1号上位の額を基礎とする給与に相当する額を新法による給与の内払いとして支給される。（これを「暫定俸給」という。）

#### 4. 切替後の昇給について

- (1) 切替前の俸給月額を受けていた期間（最短昇給期間——6月、9月、12月——をこえる期間は打切られる。）に3月を加算した期間（人事院の定めるものについては6月）を新制度の昇給において短縮される。ただし切替表に期間の定めがある場合には、上述の短縮される期間から、その期間が減ぜられる。
- (2) 切替前の俸給月額が50,700円をこえる者については、現行の給与序列の関係で別に人事院で定めることになっている。また次に掲げる俸給表の1等級に格付される職員の新俸給についても人事院において定められる。

行政職 (一)  
 教育職 (一)（本学においては学長が該当）  
 研究職 医療職 (一)

- (3) 昭和26年1月1日以降に特外昇給をした者で、特に必要ある者については、人事院の定めるところによつて昇給期間の短縮が行われる。

#### 5. 暫定手当について

従来の勤務地手当は昭和32年3月31日限り廃止され、4月1日以降は暫定手当が支給されることになる。

- (1) 暫定手当は、次の基準によつて、新俸給の俸給表別、等級別、号俸別、地域区分に定額で人事院において定め、これに基づき、6月1日人事院規則9—22（暫定手当）が制定された。（4月1日適用）

$$\left\{ \text{新俸給} \times \frac{1000}{1062} + \text{公務員の1人当たり平均扶養手当額 (950円)} \right\} \times \text{地域給の割合}$$

- (2) 従来の非支給地域職員に対しても、昭和32年10月1日以降は一定の割合で暫定手当が支給される。
- (3) 暫定手当は、昭和34年4月1日以降において整理され、その一定の額を全職員の俸給に繰り入れるよう措置される。
- (4) 昭和32年3月31日（「新職員等」については法律の施行の日の前日——昭和32年5月31日——）における改正前の法（以下「旧法」という。）の規定による勤務地手当の月額が昭和32年4月1日（「新職員等」については法律施行の日の前日）における改正後の法（以下「新法」という。）の規定による暫定手当の月額よりも高い場合は、現給保障のため、その者の暫定手当の額は旧法の規定による勤務地手当の月額とし、新法の規定による暫定手

当の額が多くなつたときには、その多くなつた額をとるのである。

注 ここにいう「新職員等」とは昭和32年4月1日から同年5月31日までの間の

- イ 新規採用者
- ロ 勤務地手当の支給地域の区分を異にして異動した職員
- ハ 非支給地域から支給地域に異動した職員

(5) 暫定手当が支給される間は、この暫定手当は、勤務1時間当りの給与額の算出（超過勤務手当等の算出）、期末、勤勉手当の算出ならびに休職者給与の算出の基礎とされる。

6. 差額手当について

このたびの法改正に伴う給与の低減を救済する現給保障の性質を有する手当で、法律施行日の前日（昭和32年5月31日）において、旧法の規定により受けていた俸給、勤務地手当、俸給の特別調整額（所謂管理職手当）および隔遠地手当の月額合計額が、同日における新法の規定による俸給、暫定手当、俸給の特別調整額および隔遠地手当の月額合計額をこえるときは、その差額がこの手当によつて支給される。なお、この手当は前項の(5)のような給与の基礎とはならない。

計額をこえるときは、その差額がこの手当によつて支給される。なお、この手当は前項の(5)のような給与の基礎とはならない。

7. 施行期日等について

改正給与法は、昭和32年6月1日から施行され、昭和32年4月1日から適用される。旧法の規定により昭和32年5月31日までに支給された給与は新法の規定による給与の内払いとされる。

8. 切替の具体例

- A 大学の助教授で、昭和31年10月1日に大教7級1号俸（21,200円）を受け、教育職俸給表(一)の3等級に決定された者
- B 中学校の教諭で、昭和32年1月1日に、中小教5級5号俸（15,600円）を受け、教育職俸給表(三)の2等級に決定された者
- C 一般事務職員で、昭和32年1月1日6級4号俸（9,600円）を受け、行政職俸給表(一)の7等級に決定された者

以上3人の各の切替について、3項および4項に述べたことを参考にしながら、次表に切替経過を記す。

	旧俸給 月額 円	旧俸給月額 の1号上位 円	切替後の 新俸給月額 円	切替表 の 期 間 月	経過期間 月	4月1日に切 替えられる 俸給月額 円	新俸給 円	新俸給 を受け る日	新俸給表 の 昇給期間 月	次 期 昇 給 日
A	21,200	22,000	22,200	0	6	22,200	教育職(一) 3等級3号俸	4月1日	12月	32年 7月1日
B	15,600	16,300	17,300	9	3	16,300	教育職(三) 2等級12号俸	7月1日	12月	33年 7月1日
C	9,600	10,000	10,600	6	3	10,600	行政職(一) 7等級3号俸	4月1日	12月	33年 4月1日